

# 川越市教育委員会第1回定例会会議録

- 1 会議の場所 川越市教育委員会 教育委員会室
- 2 開 会 平成28年4月22日 午後3時
- 3 閉 会 平成28年4月22日 午後5時
- 4 教育長並びに出席した委員 新保正俊、梶川牧子、長谷川 均、原田由美、長井良憲
- 5 欠席委員 なし
- 6 教育長の職務を行った者 教育長新保正俊
- 7 説明のため出席した者 教育総務部長根岸督好、学校教育部長佐野 勝、教育総務部副部長兼地域教育支援課長長谷部洋志、教育総務部参事兼文化財保護課長下 薫、学校教育部副部長兼学校管理課長福島正美、学校教育部参事兼教育指導課長中野浩義、学校教育部参事兼市立川越高等学校事務長橋本邦明、学校教育部参事兼教育センター所長小熊利明、教育総務課長長谷正昭、教育財務課長桜井一男、中央公民館長安藤初代、中央図書館長澤田勝弘、博物館長田中 信、学校給食課長岸野泰之、学校教育部参事山本康義、教育財務課副参事松本陽介
- 8 前回会議録の承認  
平成27年度第15回定例会会議録を承認した。
- 9 議題及び議事の概要

日程第1議案第1号 川越市立川越高等学校の長期的ビジョンについて  
副部長兼学校管理課長

平成27年5月20日付で、川越市立川越高等学校教育審議会へ諮問した川越市立川越高等学校の長期的ビジョンについて、平成28年3月16日に答申をいただき、その結果を反映した川越市立川越高等学校長期的ビジョン（案）を作成したので議案として上程するものである。本ビジョン（案）の策定経過については、川越市立川越高等学校教育審議会における5回の審議を経て、平成28年2月12日に開催された平成27年度第14回教育委員会定例会で協議したところである。その後、教育委員会定例会で出た意見も含めて調整を行い、平成28年3月16日に同審議会から答申をいただいている。これらを踏まえ、市立川越高等学校の将来構想に係る教育委員会の方針として取りまとめたものが、本ビジョン（案）である。本ビジョンの構成は、「1 市立川越高等学校の現状と課題」、「2 育成すべき資質・能力」、「3 市立川越高等学校の長期的ビジョン」、「4 教育環境の整備」、「5 本ビジョンの実現に向けて」、「資料」となっており、全18ページである。

本ビジョン（案）が承認された後は、市立川越高等学校に対し、本ビジョンの実

現に向けた学校における検討を依頼する予定である。

委員

先日、ノースセーレム高校訪問報告集を見たが、同高校に訪問した市立川越高等学校の生徒が非常に伸びやかでやる気があり、柔軟性があると感じた。このような生徒であれば、本ビジョン（案）における、「3 市立川越高等学校の長期的ビジョン」を実践していけると感じた。

委員

「1 市立川越高等学校の現状と課題」において、生徒募集については、近年、入学者選抜における志願倍率にて、国際経済科が普通科を上回ることが多くなっている理由がわかれば伺いたい。

学校教育部参事

国際経済科の志願倍率は、近年、高くなっているが、市立川越高等学校に入学を強く希望している生徒が集まったことで、志願倍率が高くなっていると考えられる。

委員

将来の人口減少を食い止めるためには、教育水準が高いことが重要であり、教育水準を高めていくことが必要であると思うが、そういった取組が将来都市像の中に含まれているのか伺いたい。

学校教育部参事

さまざまな主体との協働・連携・協力を進めるコミュニケーション力が、将来都市像を支える人材育成に求められる観点であると認識している。本市唯一の市立高校として、将来都市像を支える人材の養成をしていくという点も踏まえていると考えている。

委員

市立川越高等学校における商業系学科のあり方について、アンケート調査等における市民のイメージがわかれば伺いたい。

学校教育部参事

市民に対するアンケート調査は実施していないが、審議会には市民も含まれており、審議会での検討では、従来型の簿記等にこだわるより、これから求められるコミュニケーション力や英語の力など国際ビジネス社会で活躍できる資質・能力が必要ではないかとの意見をいただいている。

委員

今後の生徒定員については、普通科の増、商業系学科の減の方向で検討するべきであると断言されているが、普通科の生徒定員の方が多いのは、学校の定員確保からの要請であり、市民から見れば商業高校の伝統を残してもらいたいという要望もあるように思う。そのため、市民の意見も踏まえた生徒定員の見直しについて検討してもらいたい。

#### 学校教育部参事

市民のニーズについては、毎年10月1日時点における中学生の普通科希望が全体の7割に相当しているという現状がある。ただし、審議会においても市立川越高等学校においては、商業の伝統があるため、本市として伝統のある商業教育を生かすようにとの意見があった。また、学科再編の中で更に魅力ある商業系学科にしていくという観点もある。特色ある学校づくりについては、市民のニーズも踏まえながら質の高い商業系学科の構築を目指していきたいと考えている。

#### 委員

今後の商業系学科のあり方については、どういった点が求められるか予測しながら、魅力ある検討をお願いしたい。

#### 委員

教育人材の確保と資質向上において、県立高校との人事交流の活性化は可能であるのか伺いたい。

#### 学校教育部参事

平成28年度より、再任用についてはフルタイムで勤務することが原則となった。そのことから、教員の選択肢が広がるため、今後は、教員の異動が活性化されるのではないかと推測している。他にも教員人事応募制度があるが、この制度を利用し市立川越高等学校に配属された教員が、推進役を担っている実情もあるため、制度の周知を図りながら、生徒のためによりよい学校づくりをしていく中で、質の高い教員を確保していきたいと考えている。

#### 委員

市内生と市外生の割合について伺いたい。

#### 学校教育部参事

生徒全体の約6割が市外生、約4割が市内生である。

#### 委員

市外生が多くなっていることについてどのように考えているか伺いたい。

#### 学校教育部参事

審議会でも議論があったが、川越で学んだ生徒が、世界で活躍することが重要ではないかとの意見もあった。

#### 委員

教育課程における課題について、資格取得について高大連携を行うなど、新たな取組について検討することが必要であるとしているが、具体的な取組について考えがあれば伺いたい。

#### 学校教育部参事

以前、TOEICについて連携を検討したが、具体的な取組に至らなかったこともあるため、講座の接続等について今後、検討していきたい。

## 委員

「おわりに」の中で「進取の気性」という言葉が使われているが、公式に使われている言葉であるのか伺いたい。

## 学校教育部参事

市立川越高等学校の40周年記念誌でも使われており、本校の教育目標としても使われている。

(全員異議なく原案どおり決定)

## 教育長

議案第2号及び議案第3号は関連のある議案であることから、一括での説明をお願いしたい。

日程第2議案第2号 教育委員会の決裁権限を教育長が臨時に代理したことの承認を求めることについて

## 教育総務課長

平成28年度より専決事項の見直しを実施するため、関係する規則について必要な規定の整備を行ったものである。改正の内容については、事務を簡素化・迅速化し行政運営の効率化を図るため、主幹及び副主幹の職務を見直すとともに、課長専決事項の一部を副課長及び副主幹専決事項へ改めるために必要な規定の整備を行ったものであり、本規則の施行期日を平成28年4月1日からとしたものである。

本来、教育委員会規則その他教育委員会の規程の制定又は改廃を行うためには、教育委員会の議決により決裁しなければならない事項であるが、緊急に処理する必要がある、かつ、教育委員会を招集するいとまがなかったため、川越市教育委員会事務委任規則第4条の規定により教育長が臨時に代理したものを、同規則第5条の規定に基づき教育委員会の承認を求めるものである。なお、議案第3号「教育委員会の決裁権限を教育長が臨時に代理したことの承認を求めることについて」においても同様の整備を行い、教育長が臨時に代理したものを同規則第5条の規定に基づき教育委員会の承認を求めるものである。

## 委員

困難な事務の内容について規則の中で定義を加えることは可能であるか伺いたい。

## 教育総務課長

困難な事務とは、具体的な事務内容を指すものではなく、副課長、副主幹、主査等のそれぞれの職務内容の比較において困難な事務としているため、定義を加えることは困難である。

## 委員

規則改正の目的は、行政運営の効率化と負担軽減ということであるか確認したい。

## 教育総務課長

そのとおりである。

委員

具体的な効果は、どのように図られるのか伺いたい。

教育総務課長

事務の迅速化が図られると認識している。

委員

事務の迅速化が図られ、課長の負担軽減が図られるとのことだが、学校現場における管理職の負担軽減についてはどのように取り組んでいるのか伺いたい。

副部長兼学校管理課長

県費負担教職員における職務専念義務の免除については、今まで教育委員会に決裁権限があったが、一般の教員については校長の権限として事務負担の軽減を図っている。

委員

積極的な負担軽減を図ることにより、子どもに接する時間を多くしてもらいたい。

学校教育部長

本市では、負担軽減会議において校長への権限移譲等に取り組んでいるところである。今後も校長の意見を取り入れながら、進めていきたいと考えている。

委員

負担軽減会議において、成果が出たものがあるか伺いたい。

副部長兼学校管理課長

先ほど紹介した職務専念義務の免除に係る決裁権限を校長に移譲したことは1つの成果であると認識している。

委員

今後も学校現場における負担軽減について進めてもらいたい。

(全員異議なく原案どおり決定)

日程第3議案第3号 教育委員会の決裁権限を教育長が臨時に代理したことの承認を  
求めることについて

(全員異議なく原案どおり決定)

教育長

議案第4号及び議案第5号は関連のある議案であることから、一括での説明をお願いしたい。

日程第4議案第4号 教育委員会の決裁権限を教育長が臨時に代理したことの承認を  
求めることについて

教育総務課長

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が平成26年5月14日に公布され、従来の勤務評定にかわり、職員の職務標準能力を定めた上で、全職員を対象に人事評価を実施し、その結果を人事管理の基礎として、任用、給与、

分限その他に活用することになった。そのため、同法が施行される平成28年4月1日にあわせ、必要な規定の整備を行ったものである。議案第4号の内容については、地方公務員法の規定により任命権者が定めるものとされる職員の標準的な職及び標準職務遂行能力、採用試験、選考その他の任用に関する必要な規定の整備を行ったものである。また、議案第5号の内容については、地方公務員法の規定により任命権者が定めるものとされる職員の人事評価の基準、方法等に関する必要な規定の整備を行ったものである。

本来、教育委員会規則その他教育委員会の規程の制定又は改廃を行うためには、教育委員会の議決により決裁しなければならない事項であるが、緊急に処理する必要がある、かつ、教育委員会を招集するいとまがなかったため、川越市教育委員会事務委任規則第4条の規定により教育長が臨時に代理したものを、同規則第5条の規定に基づき教育委員会の承認を求めるものである。なお、議案第5号「教育委員会の決裁権限を教育長が臨時に代理したことの承認を求めることについて」においても教育長が臨時に代理したものを同規則第5条の規定に基づき教育委員会の承認を求めるものである。

委員

今まで人事評価を実施していなかったのか確認したい。

教育総務課長

今までは、行政職のみ実施していたが、今回の地方公務員法の改正により、全職員に対して実施することになったため、技能労務職員も対象となる。また、人事評価の実施については、年1回の実施だったが、賞与の支給にあわせて年2回の実施となる予定である。

委員

人事評価の実施対象を拡大する理由について伺いたい。

教育総務課長

全職員を対象にすることにより職員の能力及び職務実績に基づく人事管理の徹底を図るとともに、職により求められる標準的な職務遂行能力を明らかにし、人材育成を図ろうとするものである。

委員

人事評価は、人材育成に主眼があり、職員との関わりが重要であると思うが、その関わり方が変わるのか伺いたい。

教育総務部長

技能労務職員に対しても人事評価を実施し、自身の職務に対する現状と課題を明らかにすることにより、職員の質の向上を図っていくものである。

委員

人事評価を行うことにより、負担が増えることにつながらないようにお願いした

い。

委員

人事評価にあたり、面談を行っているのか伺いたい。

教育総務課長

面談を実施している。

委員

評価を受ける職員は、納得して評価を受けているのか伺いたい。

教育総務課長

評価をするにあたり面接の機会を設けているため、納得して評価を受けていると認識している。評価にあたり評価に対する不均衡がある場合には、二次評価者及び調整者において評価の調整を行っている。

(全員異議なく原案どおり決定)

日程第5議案第5号 教育委員会の決裁権限を教育長が臨時に代理したことの承認を  
求めることについて

(全員異議なく原案どおり決定)

日程第6議案第6号 教育委員会の決裁権限を教育長が臨時に代理したことの承認を  
求めることについて

副部長兼学校管理課長

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が平成26年5月14日に公布され、職員の職務標準能力を定めた上で人事評価を実施し、その結果を人事管理の基礎として、任用、給与、分限その他に活用されることになった。そのため、同法が施行される平成28年4月1日にあわせ、埼玉県教育委員会が所管する埼玉県立学校職員の人事評価の関する規則の一部改正を行ったことを受け、川越市立高等学校職員の人事評価に関する規則について必要な規定の整備を行ったものである。改正の内容については、地方公務員法の一部改正に伴い、人事評価に係る根拠規定を同法第40条から第23条の2に改め、人事評価の定義や人事評価の方法に係る規定について、職員間のコミュニケーションや協働に関する職務行動（チームワーク行動）に関する評価が加わったことから必要な規定の整備を行ったものである。

本来、教育委員会規則その他教育委員会の規程の制定又は改廃を行うためには、教育委員会の議決により決裁しなければならない事項であるが、緊急に処理する必要がある、かつ、教育委員会を招集するいとまがなかったため、川越市教育委員会事務委任規則第4条の規定により教育長が臨時に代理したものを、同規則第5条の規定に基づき教育委員会の承認を求めるものである。

(全員異議なく原案どおり決定)

日程第7議案第7号 川越市立学校職員服務規程の一部を改正する規程を定めること

について

副部長兼学校管理課長

埼玉県立学校職員服務規程の一部が改正されたことを踏まえ、本市の学校職員の服務に係る規定の整備を行うため、川越市立学校職員服務規程の一部を改正しようとするものである。改正の内容については、介護休暇簿の様式を変更するとともに、学校職員が教育に関する兼職等をしようとする場合に係る規定の整備をしようとするものである。なお、施行期日については、公布の日からとし平成28年4月1日から適用するとともに、改正前の様式による用紙については、当分の間、所要の調整をして使用できることとしようとするものである。

委員

営利企業等に従事等しようとするときは、具体的にどのようなことを想定しているか伺いたい。

副部長兼学校管理課長

具体的には、簿記や実務検定における試験問題の作成や試験官を務める場合などを想定している。

委員

営利企業等とは、教育に関する内容に限るのか伺いたい。

副部長兼学校管理課長

必ずしも教育に関する内容に限ったものだけではない。

(全員異議なく原案どおり決定)

日程第8議案第8号 川越市小堤集会所運営委員会委員を委嘱することについて

(非公開)

日程第9議案第9号 川越市就学支援委員会委員を委嘱することについて

(非公開)

日程第10議案第10号 川越市公民館処務規程の一部を改正する規程を定めることについて

教育総務課長

平成28年4月1日の人事発令に伴い、規定の整備をしようとするものである。改正の概要については第2条に規定の職及び職務にある副参事の職を削除しようとするものであり、施行期日については公布の日としようとするものである。

(全員異議なく原案どおり決定)

## 10 報告事項

(1) 川越市教育委員会教育長職務代理者の指名について

教育総務課長

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定に基づき、平成28年4月1日付で梶川教育委員を教育長職務代理者として教育長より指名された



ため報告するものである。

(2) 川越市学童保育室条例施行規則の一部を改正する規則について

教育財務課副参事

行政不服審査法の改正に伴い、川越市学童保育室条例施行規則の一部を改正しようとするものである。改正の内容は、審査請求期間を60日から3箇月に変更し、様式に係る教示を新たな行政不服審査法に即した内容に変更するものである。なお、施行期日については、平成28年4月1日からとしたものである。

委員

現在の学童保育室における入室状況について伺いたい。

教育財務課副参事

平成28年4月1日時点の状況であるが、2,338人が入室しており、昨年度と比べて172人増加している。

委員

希望者は、全員入室しているのか伺いたい。

教育財務課副参事

希望者の全員が入室している。

委員

保育料を減免する基準について伺いたい。

教育財務課副参事

保育料の減免には、減額と免除があり、減額については、学童保育料の8,000円が2分の1に減額され4,000円となる。免除の対象者は、生活保護法の規定により生活扶助を受けている世帯及び市町村民税が非課税の世帯である。また、減額の対象者は、児童扶養手当を受給している世帯及び就学援助を受給している世帯となっている。

委員

本市において、入室決定及び保育料の減免に関する審査請求や取消訴訟が過去にあったのか確認したい。

教育財務課副参事

過去に審査請求や取消訴訟があったことはない。

委員

処分に不服がある場合に、どのような手続きがあるのか伺いたい。

教育財務課副参事

川越市長に対して審査請求をする場合と裁判所に処分の取消訴訟を提起する場合の2通りの手続きがある。

(3) 平成27年度川越市立学校職員の人事評価実施結果報告について  
(非公開)

(4) 平成27年度におけるいじめ問題への対応と今後の取組について

参事兼教育指導課長

平成27年度におけるいじめ問題への主な対応は、いじめの未然防止、いじめの早期発見と早期対応、教職員研修の実施、児童生徒が主体となった取組の充実、学校と保護者・教育委員会・関係機関との連携強化への取組、更に川越市いじめ防止のための基本的な方針を策定するとともに川越市いじめ問題対策委員会を設置した。次に平成28年度における取組について8点報告する。1点目は、いじめの早期発見のため、児童生徒及び保護者アンケートを実施する。児童生徒アンケートは、平成28年7月と12月に、保護者アンケートは、平成28年12月にそれぞれ実施する。2点目は、ネットパトロール及びいじめ相談電子窓口を通年で実施する。3点目は、いじめ問題の対応に係る教職員の研修を実施し、いじめ問題における初期対応、組織的な対応、関係機関との連携等について更なる周知徹底を図る。4点目として、川越市いじめ・不登校対策検討委員会において、いじめ防止の具体的な対策を検討し、その検討結果を教職員に周知する。5点目として、校種間連携及び生徒指導担当による学校訪問を計画的に実施し、いじめ問題における指導方針の定着及び充実を図る。6点目として、川越市教育研究会と連携し、児童生徒が主体となったいじめ防止に向けた取組を一層推進する。7点目は、川越警察署と連携し、いじめの防止に向けた取組を推進する。8点目は、「川越市いじめ防止等の基本的な方針」に基づき川越市青少年問題・いじめ問題対策連絡会議と川越市いじめ問題対策委員会が連携し、いじめの防止等に向けた施策を推進していく。以上、昨年度の取組を踏まえ、今年度については、いじめ未然防止に向けた取組の推進を図っていく。

委員

平成27年度の取組について、児童生徒及び保護者アンケートを実施したが、アンケートで把握したいじめの認知件数について伺いたい。

参事兼教育指導課長

児童生徒に対して実施した1回目のアンケートで把握したいじめの認知件数は、小学校で27件、中学校で20件あり、平成27年12月に実施した児童生徒に対する2回目のアンケートでは、小学校で22件、中学校で32件、特別支援学校で2件であった。また、保護者に対するアンケートでは、小学校で6件、中学校で6件という状況であった。

委員

取組における報告であるため、具体的な取組状況や結果など具体的な数字がわかるようにした上で改めて報告してもらいたい。また、報告をまとめる中で問題点がないか検証し、問題点を解決する取組になっているか確認してもらいたい。

参事兼教育指導課長

平成27年度の実績数字を入れた上で改めて報告する。

1 1 その他

- (1) 会議開会に先立ち、理事者の紹介を行った。
- (2) 教育長の推薦を受け書記長に教育総務課長長谷正昭が任命された。
- (3) 議事に先立ち教育長から、議案第8号、第9号及び報告事項(3)は人事に関する情報であることから、これらの審議に係る会議を公開しないこととする動議が提出され、全出席委員がこの動議に賛成し、当該審議については非公開として取扱うこととし、報告事項(3)は、関係理事者（教育総務部長、学校教育部長及び学校教育部副部長兼学校管理課長）のみによる審議とすることに決定した。
- (4) 報告事項(3)は、関係理事者のみによる審議のため「その他」終了後に審議を行うことについて、各委員承認し日程を変更することになった。
- (5) 議案第1号の説明補助者として、学校教育部参事の出席について各委員が承認し出席が認められた。
- (6) 報告事項(2)の説明補助者として、教育財務課副参事の出席について各委員が承認し出席が認められた。
- (7) 会議録署名委員として、梶川教育長職務代理者、長谷川委員が指名された。
- (8) 次回教育委員会は平成28年5月23日（月）午前10時開催に決定した。